

第3回 今治市緑の基本計画検討委員会 議事録 要旨

1. 日 時：平成20年6月27日（金） 午後1時30分～午後3時30分

2. 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室1・2号

3. 出席者：

○出席委員 12名（敬称は省略させていただきました。）

委員長	江崎 次夫	愛媛大学農学部 教授
委員	二宮 幹雄	今治ライオンズクラブ 会長
〃	谷本 貴和子	国際ソロプチミスト今治 会長
〃	近藤 佳代	愛媛県建築士会今治支部女性部会
〃	藤村 邦子	今治NPOサポートセンター
〃	川本 登倭子	今治市連合婦人会 会長
〃	越智 和美	今治商工会議所女性会 副会長
〃	守田 利彌	公募
〃	菅 美紀	公募
〃	矢野 有	愛媛東予地方局今治土木事務所建設企画課長
〃	越智 正規	今治市市民環境部長
〃	青野 信悟	今治市建設部長

○欠席委員 3名（敬称は省略させていただきました。）

委員	小澤 潤	愛媛植物研究会
〃	長岡 敏雄	鹿ノ子池公園緑の相談所 所長
〃	村瀬 親由	花いっぱい大西 代表

○事務局

井出都市整備部長
高橋都市政策課長
平井公園緑地課長
村上都市政策課課長補佐
八木都市政策課係長
菅 都市政策課係員
株式会社パスコ 後藤、田中

4. 検討事項：(1) 緑の現況調査の時点修正について
(2) 計画の目標（案）について
(3) 緑化重点地区（案）について
(4) 今後のスケジュールについて

5. 議 事

(1) 開会等

- 1) 開会
- 2) 開会挨拶
- 3) 委員長挨拶

委員長 : 本日は第3回目の会議です。この緑の基本計画ですが、2回目までに計画の基本的な方向性が認められたと認識しています。本日はこのような方向性をベースに計画の柱となる部分を検討していただく大変重要な会議になります。それぞれのお立場から忌憚のないご意見を出していただきまして、しっかりとした計画の柱、骨格を作り上げていきたいと思えます。どうかよろしくお願ひします。

(2) 討議

委員長 : 前回の委員会でご指摘がありました、議事1の緑の現況調査の時点修正について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

委員長 : ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

緑の現況量が80数パーセントから79パーセントまで下がりましたが、それでも市域の約80パーセントは緑です。他の市町に比べると高い緑被率と思えます。

ご意見等がなければ、緑の現況調査の修正内容を承認していただいでよろしいでしょうか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。それでは議事2の計画の目標(案)について、これは少しボリュームが多いので、まずは、①基本理念、②計画のテーマ、③基本方針について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

委員長 : まず、①基本理念について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

これまでの委員会でご認められた計画の基本的な方向性を本日は、基本理念で具体的に示したということです。よろしいでしょうか。

(全員了承)

(また、微修正が発生した場合の修正については委員長と事務局に一任された)

委員長 : ありがとうございます。次は、②計画のテーマです。テーマは3案あります。そのうち2番目の案と3番目の案には“海響都市”が謳われています。これは今治市総合計画の中で謳われているもので、今治市を象徴するフレーズと思います。

M委員 : 2番目の案が3案の中では簡潔で明快ですね。

委員長 : 3番目の案は少しテーマが長すぎるかなという感じがします。1番目の案は、現行計画のテーマを踏襲したもので、合併したことが表現されていません。2番目の案の「緑豊かな海響都市 いまばり」が妥当と思いますがよろしいでしょうか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。次は、③基本方針です。基本方針は4つあります。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

I委員 : 事前に家に届けていただいた資料2の基本方針と、本日配布していただいた資料5(説明用パワーポイント)の基本方針とでは、表現ぶりが若干違います。何故かを教えてください。

事務局 : 資料5は、説明用に要約した形で文章表現を短くしています。計画書に記載したのは、資料2の文章表現で考えています。

委員長 : 資料2と資料5のどちらが計画書に記載されるのかというご指摘と思いますが、基本的には資料2で、資料5の要約版ではないということです。

I委員 : 基本方針2の上から5行目、「本市の骨格を形成する」と書かれています。何が本市の骨格なのか理解し辛い。

基本方針4の下から5行目、「また、…」以降、この表現は今治港にこだわりすぎています。緑の基本計画に記載して今治港を何とかしていきたいという事がよく分かりません。

同じく基本方針4の千疋のサクラについて、確かに国の名勝に指定されていますが、これを立派なものと言えるのかどうか気がなりました。

事務局 : 基本方針2の「本市の骨格を形成する」についてですが、新市になり山間部が増えましたので、山の緑を骨格という表現にしています。表現を検討します。

基本方針4の今治港についてですが、合併しても、今治港を緑と絡めて何とか打ち出したいという意図があります。確かに緑と港を関連づけるのは難しいかもしれませんが、港湾緑地関係も緑の基本計画に記載して、緑を増やして今治港を憩いの場にする、活性化するというイメージで記載しています。

千疋のサクラの現状は、事務局も把握していますので、表現するかどうかを悩みました。最近の広報にも掲載しましたが、あまりにも枯れて無くなってきているため、植樹活動に取り組んでいます。そのため、名勝としてどうかなという気持ちもありますが、逆に基本方針に記載して、そのような活動を支援していきたいという思いもあります。

I委員 : 「本市の骨格を形成する」という表現は検討していただくとして、今治港については、この表現では、港の周辺を緑化整備することで多くの人が集うと理解できま

す。方針の最後を「…多くの人々が集い交流する緑の空間づくりを進めます。」と
締めていますので、その表現を気に留めていただきたい。

千疋のサクラは、昭和 16 年頃に名勝指定されていますが、現在は、周りがスギと
ヒノキの人工林です。植樹しているのも分かりますが、ヤマザクラを植えているの
でしょうか。行く道も相当荒れています。市民の皆さんに説明出来るようにしてい
ただきたい。

事務局 : サクラを見に行ける状況が良くないのは分かっていますが、基本方針に具体名で
記載して、名勝として残していきたい気持ちがあります。ただし、今治港の表現は
検討します。

委員長 : 事務局で表現をもう少し検討していただければと思います。他にご意見、ご質問
等はございませんでしょうか。

L 委員 : I 委員のご意見に関連して、基本方針の 3 までは抽象的な表現ですが、基本方針
4 が具体的すぎるように思います。基本方針 4 は、特に千疋のサクラといった具体
的な名称を記載するのではなく、もう少し抽象的な表現でよいと思います。抽象的
な表現にして、具体的な事業の実施に当たっては、この基本方針に基づく事業です
という捉え方でよいと思います。

事務局 : 基本方針 4 については、今治の誇りとなる緑という事で、国指定名勝が 1 つの市
に 5 つあるというのは珍しいこともあって、その事を表現したいので具体的に名称
を記載しています。

委員長 : I 委員は、もう少し表現を検討していただきたいと、L 委員は、もう少し抽象的
な表現でよいのではないかと、当たり障りがあるのではないかと、そのようなご意見
と思います。他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

I 委員と L 委員の意見を踏まえて、これから微修正が必要になると思いますが、
大枠としては皆さん了承していただいていると思います。よろしいでしょうか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。微修正については再度、I 委員と L 委員にも話を聞いて、
事務局と私で修正案を作らせていただきます。修正案の報告は次回になりますか、
それとも出来次第になりますか。

事務局 : 皆さんに報告するのは次回の委員会になります。

委員長 : 修正した基本方針については第 4 回の委員会で提示させていただいて、追加承認
をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。それでは議事 2 の残りです。④計画のフレームと⑤計画
の目標水準について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

- 委員長 : ④計画のフレームについて、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
- 都市部、周辺部ともに、これからは人口が減っていくということでした。それからアンケートでは、経費的な面等から中学校単位で実施しましたが、身近な公園の整備は小学校区単位で考えたいというのがポイントになると思います。
- 公園整備との関連等がありますので、若干の微修正があるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

(また、微修正が発生した場合の修正については委員長と事務局に一任された)

- 委員長 : ありがとうございます。次は、⑤計画の目標水準です。先ほど事務局から説明がありましたように、具体的な目標数字については本日のご意見を踏まえて、第4回の委員会で提示するという事です。
- B委員 : 「市街地の緑を守り増やす」といった目標に対する指標の現況数値が4.7パーセントとなっています。正確な数字でしょうか。冒頭の話では、島しょ部を含めた市域の8割近くが緑といった話でしたが。
- 事務局 : 4.7パーセントは、市街化区域等における緑のうち、担保性のある緑の割合です。持続性のある緑が4.7パーセントということです。
- また、この4.7パーセントに加えて、本日の資料で○パーセントと書いていますが、最終的には市街化区域等に隣接する公園も面積に含めたいと考えています。
- 委員長 : 要するに、それ以外のところは、将来的には開発されて無くなる可能性が高いということですね。
- 他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員了承)

(また、微修正が発生した場合の修正については委員長と事務局に一任された)

- 委員長 : ありがとうございます。具体的な目標数字については次回、事務局から提示していただき検討をお願いします。緑の将来像図等についても事務局から提示していただけますのでよろしくお願いします。
- それでは議事3の緑化重点地区(案)について説明をお願いします。

(事務局より資料説明)

- 委員長 : 緑化重点地区ということで、基本的には市街地が対象になりますよね。
- 事務局 : そうです。また、現行計画では公園整備のために地区を設定していましたが、今回は民有地の緑化を進めるための地区として、少し範囲が大きくなりますが、市街

化区域等を設定したいという提案です。

委員長 : 現行計画から広がった範囲を補足説明していただけますか。

事務局 : 現行計画では、公園の再整備や新規整備を主目的として、中心市街地と新都市の区域を設定していました。今回の計画では、公園の再整備、新規整備も施策に含まれますが、どちらかといえば市街地の緑化を進める、市街地に住んでいる方の緑化意識を高めるため、地区自体を大きく広げて設定したいと考えています。

委員長 : ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

E委員 : 住区の設定では、小学校区を住区に設定されていますが、市街化区域等（緑化重点地区）がカバー出来ている住区と出来ていない住区があります。市街化区域等の色塗りがされていない部分について、どのように理解すればよいのでしょうか。

事務局 : 緑化重点地区に関連する住区もあれば、無い住区もあります。住区は、公園整備における地域間のバランスを取るなど、そのためのフレームです。緑の基本計画では、都市計画区域内の公園整備のあり方を示すことは出来ますが、都市計画区域外については記載しにくい。公園は補助事業で整備します。特に、都市公園は都市計画事業で整備しますので、都市計画区域内に限定されます。ただし、市全体としての公園整備も検討する必要がありますので、住区は、そのための基本的な決め事という意味で設定しています。緑の基本計画で住区を設定して、個別具体の計画において、この住区を基に公園整備のあり方を検討しますという意味です。

委員長 : 緑化重点地区については、市街地の緑が少ないというアンケート結果に基づいて、法制度も踏まえながら区域を設定しています。よろしいでしょうか。

(全員了承)

委員長 : ありがとうございます。それでは、議事4の今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

(事務局より資料説明)

委員長 : 第4回目は10月に予定したいという事です。それと、来年の1月にとりまとめという予定です。

委員の皆さんから一言ずつコメントをいただき、第4回、第5回の委員会の中身に活かしたいと思います。

A委員 : 市街化区域等を緑化重点地区にして、市民に啓発する事について、私は市街地に住んでいますが、小学校の時、アジサイやアサガオを植えるのを理科で教えてもらった以外に緑を触った経験がほとんどありません。そのため、水をやる時期や剪定など、具体的な相談が気軽にできる制度等があれば助かります。

建築物について、今治市が表彰する制度を設けていますが、緑をたくさん植えてくれる家や商業施設等にも表彰すれば、緑を増やすきっかけになると思います。

N委員 : 本日の会議で、基本方針4が具体的に記載しすぎではないかという意見もありま

したが、私は、具体的に名称を記載しているほうが理解しやすいと思いました。

今回の委員会に向けてですが、市民アンケートの結果から市街地の緑が少ないということ、それは私も大変感じています。しまなみ海道や鉄御門も出来ましたので、今治市の顔としての駅や港、今治城に向かっての街路樹や町並みを整備してほしいと個人的には希望します。

B委員： 1週間ほど前の愛媛新聞の投稿欄に、今治市の方が黄色い花を買ってきて自宅の道路側に植えられた、小さな事だけど、みんなが同じように自分の敷地内に花を植えたなら街が緑で一杯になるのになという内容の投稿がありました。これこそ市民との協働の基本になるのではと思いました。

先ほど、A委員から表彰の話が出ましたが、私も表彰やコンクールを是非やってもらいたいと思います。将来的には各小学校区に1つずつ、ボランティア団体が出来たらよいと思います。それで、どこが一生懸命取り組んだかなど、コンクールをして盛り上げていけば、そのような活動が広がっていくのではないかと思います。

E委員： この委員会に参加して感動といったら大げさですが、前もって資料を持参して、説明を市の職員がしてくれる。事前に資料をよく理解することが出来て、委員会で意見を求めることが出来るのでありがたく思っています。

上位関連計画について、この委員会に出席して他の計画も見てみたいと思いますので、どうすれば見る事が出来るか教えていただきたい。

事務局： 都市計画マスタープランは策定中ですが、都市政策課のホームページで公開しています。総合計画は企画課のホームページで公開しています。都市計画区域マスタープランは愛媛県の計画になりますので、県の都市計画課のホームページで公開されています。環境基本計画は、今まさに検討中の計画となっています。

委員長： 先ほど、市職員が前もって資料を持参し、個別に説明をしてくれると、これは、事務局としてもきちんと委員会で検討していただきたいということです。それから、アンケートの回収率が非常に高かったということ、これも事務局が積極的に前向きに取り組まれている成果が出ています。この委員会に限らず他の委員会でもそのように取り組んでいただければと思います。

F委員： 市民と企業、行政の協働となると、市民の皆さんが本当に協力してくれるのが気になります。例えば、市民大清掃がありますが参加する人が非常に少ない。計画自体が良くても、市民の皆さんがどれだけ動いてくれるか、お金ではなく皆さんの意識で動くという事は大変な努力がいると思います。

生垣等の財政的な措置について、例えば、緑化重点地区内に建てたビルの屋上に庭をつくる場合も含めて、行政として何かするという考えはあるのでしょうか。

事務局： 緑化重点地区における生垣助成の拡充は、例えばという試案で、努力したいと考えていますが、財政サイドとも協議する必要があります。屋上緑化、庭木等についても助成制度を拡充したいと考えていますが、助成件数を増やすのが目的ではなく、市民の皆さんが緑に関心を持っていただくことが目的と考えています。

I委員： 前回同様に本日も色々と申し上げました。次回の委員会が山場だと思いますので、よい計画が出来たら良いと期待しています。

J委員 : 計画の策定に当たり、具体的な資料を通して、詳しい数字を検討されていると思うと、少し驚いています。

この計画を市民の皆さんに広める事を考えると難しいのではないかと思います。この委員会は、割りとこぢんまりとしています。今さらですが、例えば、教育に携わる方や企業の方など、もう少し色々な分野の方がこのような会議に参加して、話し合う機会を持てたら良いと思いました。そのような意味では、これからは、この計画が市民の皆さんに浸透するよう広報に力を入れていただきたい。

K委員 : 今治駅から今治港の間にはクスノキが植えられています。今治らしさという基本方針がありましたが、広報活動等を通じて、現在あるものを保っていければ良いと思いました。

L委員 : 私の部署で環境基本計画を策定しています。環境問題は、緑の基本計画と表裏一体という認識です。本日のご意見については、環境基本計画にも反映できればと思いますし、緑の基本計画と同じ時期にまとめれば、見ていただきたいとも思います。環境面でのご意見もいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

M委員 : 私の部署が計画ではなく実施の窓口になります。F委員が言われた事は、私も常に考えています。ただし、行政があまりにも主導しすぎると、市民の皆さんが頼りすぎますので、あくまでも市民主導という取組の中で、市民の役割、企業の役割、行政の役割がうまく組み合わさって、緑化を進めていければよいと思っています。

委員長 : 他にご意見はございませんか。それではこれで終了します。

(3) 閉会

1) 事務局挨拶